



Takanori <grapejuic@gmail.com>

労災申請につきまして

web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>
To: web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>

2022年10月11日 10:56

野田頭 宜教 様

お世話になっております。
箱根町保険健康課です。

労災申請についてご回答させていただきます。
まず、労災の申請自体は箱根町ではなく、労働基準監督署に提出するものになりますので
労災に関する手続きについては、労働基準監督署にお問い合わせください。

箱根町で行うのは、労災に伴う医療費の返還です。本来、労災での受診では保険証は使わないものですが、
保険証を使って医療機関を受診した場合の返還手続きのみです。

その手続きは、労災に関わる一連の医療機関・薬局の領収書と労働基準監督署に提出する労災に関する申請書のコ
ピーが必要になります。

また、町の行政文書等の情報開示についてですが、
野田頭様・小木曾様からご提出いただいた書類は現在、未提出分の領収書等があり行政文章として扱われていない
ため情報開示の対象ではありません。

そのため、必要であれば現在お預かりしている書類一式をお返しいたします。

ご不明な点等ありましたら再度ご連絡をお願いいたします。

----- Original Message -----

>> From: Taka.N <grapejuic@gmail.com>
>> To: web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>
>> Date: 2022-10-10 16:43:30
>> Subject: Re: 労災申請につきまして

>>
>> 根町保険健康課
>> ご担当者様
>>
>> お世話になっております。野田頭です。
>> 弁護士が見つかるまで私の方でもできる限り手続きを進めていこうと思います。
>> 先日、領収書の件についてお問合せいただきまして、その後はどうすればよろしいでしょうか？
>>
>> 労働基準監督署のイリヤ氏に明確な手続きの期限や詳細を伺ってもお答え頂けませんでしたので、
>> とりあえずできるところまで行っていこうと思います。
>>
>> 手続きにおける詳細を教えてくださいませんか？
>> 連絡に関してはメールないし留守番電話にご連絡をお願いいたします。
>> 繁忙期の為、色々な部署で業務を行っている為、食事時間等の休憩がかなり不定期になっている為。
>>
>> また、情報開示については専用の窓口があるのは存じておりますが、町の行政文書等を開示できるかいまし方伺
いたく、
>> ご存じでしたら伺いたいです。
>>
>> ご存知の範囲でよろしいので2点、労災申請等の手続きと情報開示につきましてよろしくをお願いいたします。
>>
>>

>> 2022年10月4日(火) 20:49 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>>
>>> 根町保険健康課
>>> ご担当者様
>>>
>>> お世話になっております。野田頭です。
>>> 弁護士を立てると言う事でしたが、事情を概略だけでも説明した所、
>>> 事情が複雑すぎるのと労災申請の時効も相まって、引きうけてくれる事務所を見つけるのが困難な状況です。
>>> 手続きに関してはこのままストップして頂いて結構です。継続して探しています。
>>>
>>> 確認したいのですが、書類を町や労基署に提出した場合に、個人情報保護法に基づいた行政文書開示請求というものがあると、
>>> 相談した弁護士の方から伺いました。
>>>
>>> 社会保険労務士の小木曾が提出した文書を各所に行政文書開示請求をかけて、提出された文章が私の意図したものか確認を取ろうと思います。
>>> ただ、先日のメールでも申し上げた通り、小木曾に進捗報告を願い出た所2度尋ねて2度とも突っぱねられた為、
>>> 状況が全くわかりません。また、解任後にもらったメールの内容で申請に関しても彼女から頂いた情報はかなりの誤りや情報不足で、
>>> 手続きが済んでいるとの報告のものも、蓋を開けてみれば手続きが途中で終わっていなかったりと状況を整理中です。
>>>
>>> つきましては、町に提出された行政文書も開示請求をできるのであれば行いたいと思っています。
>>> お手数ですが、小木曾が提出した文書について全て「行政文書の正式名称」で教えて頂きたいです。
>>> 引き続き弁護士を探していますが、現状何もわからないで丸投げだと依頼もままならなくなりそうな為。
>>>
>>> 制度として別の所にも確認をとりますが、ご存じであれば伺いたいです。
>>>
>>> 何卒、よろしく願いいたします。
>>>
>>>
>>>
>>>
>>>
>>>
>>>
>>>
>>>

>>> 2022年9月23日(金) 20:17 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

>>>
>>>> 箱根町保険健康課ご担当者様
>>>>
>>>> 小木曾より全てではありませんが、申立書、領収書等全てではありませんが返却がありました。
>>>> 内容を確認した所、やり取りした内容が送付されている様です。(本当にそうであれば。)
>>>>
>>>> 何を持って違法性に該当するのか専門家ではありませんので詳細はわかりません。
>>>> ただ、頂いた資料で足りない資料があるのと、相談した資料で何を持って違法性が高い資料としていたのかは、
>>>> 依頼を断られたので聞けませんでした。申立書自体もかなりの違法性が高いと推察されます。
>>>> 実際に提出された資料全てを見れたわけではないので、違法性は無いが、土業等における職業倫理の規定違反の可能性に大いに抵触する可能性が高いです。
>>>>
>>>> どちらにせよ、私を含む関係者全てが違法な申請に関わった可能性が高い事、代理人を立てていますが、真つ当な形で提出されたとは到底思えないので、
>>>> 社会保険労務士の小木曾が代理人で出した全ての申請をストップしてください。
>>>> 小田原労基署の担当者にも、こちらが弁護士を入れるまで全ての申請自体を止める様にご連絡をお願いします。
>>>> 直通のアドレスをお持ちでしょうから。労基署のHPにはメールアドレス等見つけられませんでしたので。
>>>>

>> >>>> 2022年9月22日(木) 17:19 web_hoken <web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>:
>> >>>>
>> >>>>> 野田頭 宜教 様
>> >>>>>
>> >>>>> 箱根町保険健康課です。
>> >>>>> お忙しいところメールにて失礼いたします。
>> >>>>> また、返信不要にも関わらずご連絡してしまい申し訳ございません。
>> >>>>>
>> >>>>> 労災申請に伴う返金について
>> >>>>> 申請するには治療した一連の書類が必要なため、先日通知をさせていただきましたが、
>> >>>>> 整形外科で処方された「薬局（3ヶ所分）の領収書」はありますでしょうか？
>> >>>>> お手元にございましたら、お手数ですが提出をよろしくお願ひします。
>> >>>>>
>> >>>>> なお、領収書がない場合はご連絡ください。
>> >>>>>
>> >>>>>
>> >>>>> また、時効につきましては、「7割分を町へ返金した時点から2年」と
>> >>>>> 聞いておりますが、詳細につきましては労働基準監督署へお問い合わせください。
>> >>>>>
>> >>>>>
>> >>>>> ----- Original Message -----
>> >>>>> >> From: Taka.N <grapejuic@gmail.com>
>> >>>>> >> To: web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp
>> >>>>> >> Date: 2022-09-22 14:47:03
>> >>>>> >> Subject: Re: 労災申請につきまして
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> 箱根町役場
>> >>>>> >> 福祉部/保険健康課
>> >>>>> >> 労災担当者様
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> お世話になっております。野田頭 宜教です。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> 先日、弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会保険労務士 小木曾裕子氏の解任をご連絡させて頂
き、
>> >>>>> >> 別の社労士の方を立てると言う事でした。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> しかし、いくつかの弁護士提携の社労士の方に相談した所、
>> >>>>> >> 「紛争の可能性のある申請内容は弁護士以外行えない。」という事実を新たにやり取りしている社労士
さんから伺いました、
>> >>>>> >> つきましては変わりの代理人の変更については社労士ではなく弁護士を労災申請として立てさせていた
だきます。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> また、箱根町には修正していない内容を、
>> >>>>> >> 労働基準監督署には社会保険労務士の小木曾自身が資料に変更を加えて提出している為、
>> >>>>> >> 違法性のある申請内容なのかどうかのかわかりません。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> 「紛争に関する申し立て等の情報開示は弁護士以外行えないとの事で、やり取りした内容で、
>> >>>>> >> こちら側の情報は小木曾自身は共有していますが、私の方で2・3度確認しても開示していませんでし
た。
>> >>>>> >> その職業上必要なこう言う理由で教える事はできませんと、私自身知らなかった為です。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> もう、申請の方は行っているので違法性を問われれば仕方がなく、
>> >>>>> >> 甘んじて裁判等は受けます。メールの見落としや、契約書に記載があつて忘れていたらこの限りでは無
いですが。
>> >>>>> >>
>> >>>>> >> ですが、通常通りやり取りをしていて、明確な違法性を明言するわけでもなく通常通り、
>> >>>>> >> 内容をやり取りして、町や労働基準監督署が執拗に申請を行うかを問うてきたのは紛れもない事実

>> >>>>> >> > 尚、当メールに関して返信は不要です。
>> >>>>> >> >
>> >>>>> >> >
>> >>>>> >> >
>> >>>>> >>
>> >>>>>
>> >>>>>
>>